仙台市営繕工事標準仕様書

令和8年10月版

仙台市

本書の位置づけ

本仕様書は、仙台市が発注する工事のうち、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」、「公共建築木造工事標準仕様書令和7年版」、または「建築物解体工事共通仕様書令和4年版」（以下、本書において「公共建築工事標準仕様書等」）を適用する工事に適用し、公共建築工事標準仕様書等で定める事項を特記として補足するものである。

なお、本書で使用されている用語の定義は公共建築工事標準仕様書等に準ずるものとし、本書における章及び節の構成は、「公共建築工事標準仕様書令和7年版」に対応している。対応している項にはそれぞれ（建○．○．○）、（電○．○．○）、（機○．○．○）、（建改○．○．○）、（電改○．○．○）、（機改○．○．○）、（木○．○．○）、（解○．○．○）と公共建築工事標準仕様書等の項番号を付記しており、当該番号の付記がない項は、公共建築工事標準仕様書等において定めのない仕様である。

目次

1章各章共通事項.....4
1節共通事項.....4
2節工事関係図書.....5
3節工事現場管理.....5
4節材料.....7
5節施工.....7
6節工事検査及び技術検査.....7
7節完成図等.....7
2章仮設工事.....8
3節仮設物.....8

仙台市営繕工事標準仕様書令和8年10月版

1章　各章共通事項

1節　共通事項

1.1.1　適用基準

適用基準は別表のとおりとする。

1.1.2　火災保険等（工事請負契約書第57条）

工事目的物及び工事材料等を、次の(ア)から(オ)のとおり火災保険、建設工事保険その他の保険に付し、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。付保の内容を変更した場合も同様とする。

（ア）保険等の種類は火災保険、建設工事保険、組立保険のいずれかとする。

（イ）保険対象は工事出来高見込額相当部分（基礎、屋外工作物及び既設建物を除く）、現場受入れ検査済みの工事材料及び引渡し済みの支給材料とする。

（ウ）被保険者は火災保険の場合は受注者とし、建設工事保険または組立保険の場合は発注者、受注者及びその下請負人のすべてとする。

（エ）保険金額は請負代金額から付保の対象外部分の金額を控除した金額に、支給材料等の金額を加算した金額以上の金額とする。

（オ）保険期間は、保険対象が存在しない期間を除き、工事着手日から工期の末日の14日後の日までとする。ただし、引渡し日が特記されている場合は、工事着手日から引渡し日までとする。

1.1.3　公共事業労務費調査の協力

公共事業労務費調査の対象となった場合は必要な協力を行う。また、下請負人についても同様とする。

1.1.4　工事実績情報システム（CORINS）への登録（建1.1.4）（電1.1.4）（機1.1.4）（建改1.1.4）（電改1.1.4）（機改1.1.4）（木1.1.4）（解1.1.4）

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約日(余裕期間を設定した工事においては着手指定日)から起算して10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）。登録内容の変更時は変更があった日から起算して10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）。工事完成時は完成日以後、完成検査の前日までに、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約限度額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、変更があった日から起算して10日以内に完成日を迎える場合は、変更登録を省略できる。

1.1.5　書面の書式及び取扱い（建1.1.5）（電1.1.5）（機1.1.5）（建改1.1.5）（電改

1.1.5）（機改1.1.5）（木1.1.5）（解1.1.5）

書面を提出する場合の書式は、「営繕工事請負契約・業務委託契約に関する提出書類」による。

1.1.6　建設業退職金共済制度の普及啓発

「仙台市発注工事における建設業退職金共済制度に関する指導事項」に基づき、建設業退職金共済制度の普及啓発を図る。

電子申請方式とする場合は、令和8年3月31日国不建振第284号『建設業退職金共済制度における電子申請方式の活用促進等について』の『（別紙）元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について』、『１．電子申請方式における発注機関の確認等』に基づき、退職金ポイントの購入、充当実績及び履行状況について、監督職員の確認を受ける。このとき、提出書類の様式についても、『１．電子申請方式における発注機関の確認等』で定めるものを使用するものとする。

1.1.7　仙台市営繕工事における週休２日の取組（方針）について

地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休２日制について適切な方法により取り組むものとする。詳細については「仙台市営繕工事における週休2日確保推進要領」によるものとする。また、多様な働き方を支援する観点から、受注者から施工期間・時間等の変更について協議があった場合には、監督職員は適切に協議するものとする。

1.1.8　共通仮設費の適切な費用計上について

「公共建築工事積算基準等資料第３編第２章２(1)ロ．積み上げ」に掛かる算定に該当する項目について、特に設計図書による定めがない場合は、必要に応じて受発注者による協議にて決定するものとする。

2節 工事関係図書

1.2.1　工事の記録等（建1.2.4）（電1.2.4）（機1.2.4）（建改1.2.4）（電改1.2.4）（機改1.2.4）（木1.2.4）（解1.2.3）

(1) 「営繕工事写真撮影要領」に基づき、工事写真の撮影及び整理を行う。工事写真を紙媒体で提出する場合は、写真のサイズ及びアルバム作成方法等の詳細を監督職員と協議する。

(2) 履行報告は予定進捗率及び実施進捗率を実施工程表等に記載し、監督職員に提出する。提出時期については監督職員との協議による。

3節 工事現場管理

1.3.1　発生材の処理等（建1.3.11）（電1.3.9）（機1.3.9）（建改1.3.12）（電改1.9.1）（機改5.1.1）（木1.3.11）（解1.3.10）

(1) 「仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、必要な手続きを行うとともに、発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に

努める。

(2) 廃棄物処理法の規定による情報処理センターの運営する電子情報組織（JWNET）への登録（電子マニフェスト）を標準とし、JWNETからデジタル署名された「マニフェスト情報登録証明」の提示により、産業廃棄物の処理経過を監督職員に報告する。ただし、やむを得ない場合は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を監督職員に提示する。

1.3.2 災害予防及び災害発生時の安全確保（建1.3.7）（建1.3.9）（電1.3.5）（電1.3.7）（機1.3.5）（機1.3.7）（建改1.3.7）（建改1.3.10）（電改1.3.5）（電改1.3.8）（機改1.3.5）（機改1.3.8）（木1.3.7）（木1.3.9）（解1.3.6）（解1.3.8）

(1) 気象警報等が発令された場合は、直ちに災害防止対策を定め、別紙１により監督職員へ報告する。また、気象警報等が解除された場合は、直ちに工事現場の被害状況を確認し、別紙２により監督職員へ報告する。

(2) 事故が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告するとともに、現場の安全が確認できるまで作業を一時中止し、再発防止を検討するなど、監督職員の指示に従うこと。

1.3.3 施工中の環境保全等（建1.3.10）（建改1.3.11）（電1.3.8）（電改1.3.9）（機1.3.8）（機改1.3.5）（木1.3.10）（解1.3.9）

(1) コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出する。

また、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げる。

(2) 土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付する。

(3) 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出する。

また、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げる。

(4) 再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認する。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げる。

(5) 建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知する。

(6) 建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出する。

4節 材料

1.4.1 材料の検査に伴う試験（建1.4.5）（建改1.4.5）（木1.4.5）

材料の品質及び性能を試験により証明する場合の試験所は、国際基準（ISO/IEC 17025：JIS Q 17025（試験所及び校正期間の能力に関する一般要求事項））に適合する能力を有することを認定された試験所とする。

5節 施工

1.5.1 化学物質の濃度測定（建1.5.10）（電1.5.8）（機1.5.10）（建改1.7.10）（電改1.6.9）（機改1.6.11）（木1.5.10）

(1) 測定対象化学物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、アセトアルデヒド及びエチルベンゼンとする。

(2) 測定結果が、「市有施設の新築・改築等時等におけるシックハウス対策マニュアル」に規定する濃度指針値を超える場合は、その原因を調査し、化学物質の発生を低減するための適切な措置を講じる。また、当該指針値を超過した物質について再度測定を行い、指針値以下の濃度となったことを確認のうえ、対応経過を測定結果とともに監督職員に報告する。

6節 工事検査及び技術検査

1.6.1 工事検査（建1.6.1）（電1.6.1）（機1.6.1）（建改1.8.1）（電改1.10.1）（機改1.7.1）（木1.6.1）（解1.7.1）

契約書に基づく部分払いを請求する場合は、当該請求に係る出来形部分を示す資料を監督職員に提出する。

7節 完成図等

1.7.1 完成時の提出図書（建1.7.1）（電1.7.1）（機1.7.1）（建改1.9.1）（電改1.11.1）（機改1.8.2）（木1.7.1）

(1) 完成時の提出図書は、公共建築工事標準仕様書等における工事関係図書のほか、

1.7.2及び1.7.3による。

(2) (1)の図書に目録を添付し、透明プラスチック製の折りたたみコンテナに収納して提出する。コンテナは容量40L程度、許容内容重量20kg程度とし、ふた付きかつ積み重ね可能なものとする。また、提出する書類は可能な限り再生紙を使用するとともに両面印刷とすること。

1.7.2 完成図等（建1.7.2）（電1.7.2）（機1.7.2）（建改1.9.2）（電改1.11.2）（機改1.8.3）（木1.7.2）

完成図の様式等は次による。なお、データの提出は「仙台市建築工事等電子納品要領」による。

（ア）完成図CADデータ及びPDFデータ2部

（イ）完成写真データ１部

1.7.3 保全に関する資料（建1.7.3）（電1.7.3）（機1.7.3）（建改1.9.3）（電改1.11.3）（機改1.8.4）（木1.7.3）

保全に関する資料は公共建築工事標準仕様書等に定めるもののほか、各種保証書とし、部数はそれぞれ１部とする。

2章 仮設工事

3節 仮設物

2.3.1 表示板の設置（建2.3.1）（建改2.4.1）（木2.3.1）（解2.3.1）

工事現場に設ける表示板は、大きさ900mm×600mm程度とし、次の事項を記載する。なお、関連工事等に関する事項を掲載する場合、または、関連工事等で設けた表示板に当該事項を掲載する場合は、当該関連工事等の関係者と協議のうえ、監督職員の承諾を受ける。

（ア）工事名称

（イ）工期

（ウ）発注者名（発注部署名）

（エ）施工者名

（オ）連絡先